

将来の目標水準・施策・緑化重点地区の設定（案）について

1. 目標水準（案）の設定

1. 1. 目標水準の考え方

本市はこれまで、市街地整備に合わせた公園・緑地の整備・確保等により、「量の充足」の視点を中心とした緑の整備を進めてきました。しかし、社会の変化に伴い、緑に対して、多様なニーズに対応した再生・活性化や、持続可能な都市づくりへの寄与を踏まえた魅力創出による、「質の向上」の視点が求められてきています。

そのため、本計画では、従前計画の基本理念に「活かす」を追加し、“既存の緑のもつ多機能性の活用”に重きを置きながら、将来像の実現を目指すこととしています。

目標水準は将来像の実現に向け、施策の計画的・効率的な実施を図るために設定するものであることから、本計画で設定した4つの基本理念の重点的テーマに係る目標値を設定します。

1. 2. 目標値（案）

4つの基本理念の重点テーマに基づく目標値を、以下のとおり設定します。

■ みんなでまもるみどり

【目標水準】都市計画区域の緑地率

都市計画区域内の緑地率は、近年、山林や農地等の自然的土地利用を中心として減少傾向にあります。このことから、緑地保全制度の活用や市民との協働による緑の整備に基づき、都市計画区域全体として現状以上の緑地率確保を目指します。

◇算出方法

都市計画区域の緑地率

= 都市計画区域内の緑地面積※ / 都市計画区域面積

※都市計画区域の緑地面積：都市計画基礎調査の土地利用現況調査のうち、自然的土地利用（田、畑、山林、水面等）および公共空地（公園・緑地、広場、運動場、墓園）の合計面積

表 1 都市計画区域の緑地率の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
75.9% (31,459.7ha/41,437ha)	現状以上	現状以上

■ みんなでつくるみどり

【目標水準】市街化区域で都市公園へ気軽に歩いていける地域の割合

秋田駅周辺地区など、身近な公園の不足地域を中心とした都市公園整備の推進により、市街化区域内で都市公園に気軽に歩いていける地域を増やします。

◇算出方法

市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域（都市公園から半径300m圏域内）の割合

= 市街化区域内で都市公園に気軽に歩いていける地域の面積 / 市街化区域面積

表 2 市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の面積割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
44.1% (3,351ha/7,602ha)	46%	47%

■ みんなでそだてるみどり

【目標水準】公園愛護協会の結成公園※割合

公園愛護協会に関する広報やPR活動の推進により、結成公園割合の増加を図ります。

※結成公園：地域の方等による公園愛護協会団体が結成された公園

表 3 公園愛護協会の結成公園割合の目標値

現在	中間目標年次 〔2030年〕	目標年次 〔2040年〕
63.9% (431/675公園)	72%	78%

■ みんなでいかすみどり

【目標水準①】 行事やイベント等による公園活用件数

市民や事業者との協働や、広報・PR活動の推進により、都市公園等における行事やイベント開催などの活用件数の増加を図ります。

表 4 行事やイベント等による公園活用件数の目標値

現在	中間目標年次〔2030年〕	目標年次〔2040年〕
277件	320件	350件

【目標水準②】 都市公園のバリアフリー化率

都市公園のバリアフリー化の推進により、バリアフリー化率の増加を図ります。

◇算出方法

都市公園のバリアフリー化率

=市が管理する都市公園のうちバリアフリー化整備された都市公園数 / 市が管理する都市公園数

表 5 都市公園のバリアフリー化率の目標値

現在	中間目標年次〔2030年〕	目標年次〔2040年〕
64.6% (133/206公園)	85%	100%

2. 施策（案）の設定

将来像の実現に向け、基本理念や基本方針に基づき、施策（案）を、以下のとおり設定します。

2. 1. 「基本理念①：みんなでまもるみどり」に係る施策（案）

■基本方針：樹林地、農地など、自然の緑を保全します

		施策の内容	従前計画からの変更
地域の貴重な緑の保全	1	地域の貴重な緑である勝平山などの風致地区は、風致条例※の適切な運用により保全を進めます。	継続
	2	住宅地、商業集積地、工業集積地等の宅地造成の際は、開発許可制度に基づく適切な緑化の指導により、良好な都市環境を保全します。	継続
	3	歴史のある樹木、美観上優れた樹木等は、保存樹制度により適正な維持管理を促し、支援していくとともに、これまでの運用で生まれてきた同制度の課題を解決するため、現行制度の見直しも含めた検討を進めます。	継続
	4	地域の歴史的風土を形づくる緑である社寺林は、地域のシンボルとして保全に努めます。	継続
樹林地の保全	5	保安林や地域森林計画対象民有林の継続的な指定による、市街地周辺の良好な樹林地の保全に努めます。	継続
	6	良好な樹林地は、森林病虫害等の防除、適切な間伐の実施など、多様な主体との協働により、将来を見据えた適正な維持管理を行い、保全を図ります。	新規
	7	景観や生物多様性の保全において重要な里地里山は、市民やNPO、ボランティア団体等の多様な主体との協働による取組や、市民緑地契約制度の活用により保全します。	一部見直し
農地の保全	8	農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。	継続
	9	農地所有者の高齢化等による遊休農地の活用促進に向け、農地の利用集積・集約化の促進や新規参入者への支援等を行います。	新規

※風致条例：風致地区内における建築等の規制に関する条例

■基本方針：公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新を進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
公園施設の持続可能で適切な維持管理・更新	10	公園施設の安全性と機能の確保および維持管理費等の縮減や平準化のため、秋田市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園における公園施設の計画的な点検や更新を実施します。その他の公園緑地についても、施設の安全確保等に努めます。	新規
	11	公園の安全・安心で快適な利用のため、公園愛護協会や町内会等との連携により、公園の除草・美化活動等の日常管理や安全確保に向けた見守り体制づくりを推進します。	新規

2. 2. 「基本理念②：みんなでつくるみどり」に係る施策（案）

■基本方針：緑の拠点づくりを進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
都市公園の整備	12	千秋公園や八橋運動公園等の都市基幹となる公園は、整備拡充を推進します。	継続
	13	コンパクトな市街地形成と整合した「選択と集中」の考え方や地域住民のニーズを踏まえ、長期整備未着手となっている都市計画公園・緑地等について、基本的な考え方や手順を示すガイドラインを策定するなど、改めてその必要性や実現性等の検証を実施することにより、見直しを進めます。	新規
	14	暮らしに身近な公園として、街区公園や近隣公園、地区公園等は、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね 300m）に配置することを目指して、秋田駅周辺等の身近な公園の不足地域を中心に、都市公園の整備を推進します。	継続
	15	一定規模以上の児童遊園地を都市公園と位置づけ、身近な緑として整備を推進します。	継続
	16	公園の整備に際しては、現在の利用形態や公園愛護協会での活動を踏まえたニーズなど、地域住民の意見を聴きながら、市民との協働による公園づくりに努めます。	一部見直し
	その他の緑の拠点整備	17	駅前など、都市のシンボルとなる地区等の設定条件により定められた緑化重点地区は、緑の基本計画の目標を先導して具現化する、緑化推進のモデル地区として、重点的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。
18		緑化重点地区では、市民緑地認定制度の活用促進等により、都市緑化を推進します。	新規
19		町内会等による、緑の拠点となる憩いの広場づくりなど、住みよい地域づくり活動について、「地域づくり交付金」等により支援を行います。	一部見直し
20		避難場所に指定されている都市公園等の防災機能の強化を図るほか、町内会等による身近な公園での防災訓練の実施や防災用具庫の設置の促進など、災害時に役立つ公園づくりを推進します。	新規

2. 3. 「基本理念③：みんなでそだてるみどり」に係る施策（案）

■基本方針：緑のネットワークづくりを進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
緑のネットワークづくり	21	緑のネットワークの主軸となる主要道路の街路樹整備や、連続した水と緑の創造空間である河川緑地等の整備を促進します。	一部見直し
	22	道路や河川等緑のネットワークの主軸の間に位置する、住宅地等の樹木や花壇等の創出について、緑のネットワークに寄与する点状の緑として、「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行います。	一部見直し
	23	動植物の移動空間としての連続性等の確保に配慮しつつ、河川緑地や街路樹、緑道等の整備をすることにより、動植物の生息・生育環境の再生・創出を図るとともに、その適正な管理・活用を図ります。	新規
	24	太平山や雄物川等の広域的な緑は、隣接市町村等との連携により整備促進に取り組みます。	継続

■基本方針：緑豊かな生活環境づくりを進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
公共用地の緑化推進	25	公共公益施設は、緑が感じられる景観の創造や、まち中における緑の確保など、緑による住みよいまちづくりの先導役として、率先して緑化の推進に取り組みます。	継続
	26	新たな公共施設整備の際は、積極的な緑化を図ると共に、草花等による彩ある風景の創出を促進します。	継続
緑豊かな住宅地の創出	27	緑化重点地区では、市民緑地認定制度等の活用を働きかけ、住宅地の未利用地等を活用した緑化の推進を誘導します。	一部見直し
	28	住宅地等における市民発意による緑化の推進に向け、緑地協定制度や地区計画の活用を促進します。	一部見直し
	29	市民や事業者の発意による民有地内の緑化の推進に向け、緑のカーテンの普及活動や、花壇等に対する「緑のまちづくり活動支援基金」の適用による支援を行います。	一部見直し

■基本方針：緑のパートナーづくりを推進します

		施策の内容	従前計画からの変更
緑のパートナー育成	30	公園管理は、草刈りや清掃など、日常管理等の公園愛護協力会の活動が不可欠であり、今後も公園愛護協力会の結成の促進に努めるとともに、結成公園数を増やす取組を推進します。	継続
	31	緑づくりの主体となる企業やNPO、市民団体等に対して、みどり法人制度や市民緑地制度等の緑化活動の後押しとなる情報の提供をはじめとする育成支援により、民間主体による自発的な緑地の保全・整備を促進します。	一部見直し
緑のパートナー支援体制の整備	32	緑のパートナーである町内会等の市民団体による自発的な緑化活動について「緑のまちづくり活動支援基金」等による支援を行うとともに、これらの緑化活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。	一部見直し
	33	公園愛護協会や市民団体等の緑化活動において顕著な功績のあった団体等に対する表彰制度の創設や取組成果の紹介等を推進します。	新規
	34	公園愛護協会での活動を想定した、草刈り機の操作や軽微な樹木剪定など、公園の維持管理に関する講習会を開催することにより、公園管理サポーターの育成を進めます。	新規
	35	緑に関わる団体間における人と人との交流、情報の交流、活動の拡大等を促進するために、団体間の交流のためのネットワークづくりを検討します。	継続
	36	「花と緑の相談所」の機能強化に向け、緑化イベントへの出張相談所等の実施を検討します。	一部見直し

■基本方針：緑への“気づき”づくりを推進します

		施策の内容	従前計画からの変更
緑化に関わる広報、PR促進	37	緑化に関する事業や公園に関する情報提供、植栽等の基礎的知識等、市民や事業者等の緑化を支援するため、ホームページ、パンフレット等により、広報PR活動を推進します。	継続
	38	企業による公園清掃等の社会貢献活動の実施状況について、ホームページ等で広報・情報提供することにより、企業による緑に関する社会貢献活動への積極的な参画を促進します。	新規
学習・体験活動を通じた気づきの推進	39	環境や景観教育に関する取組の推進に向けた市民向け講座やNPO、市民団体が実行する広報活動に対する支援について検討を進めます。	継続
	40	小中学生等の子供を中心として、市民の自然や緑に対する興味や意識の向上、緑の大切さや豊かさへの気づきを育むため、緑に係る市民団体や学校教育との連携により、水辺環境や森林等を活用した自然学習や自然観察会等の実施を促進します。	新規

2. 4. 「基本理念④：みんなでいかすみどり」に係る施策（案）

■基本方針：県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
県都秋田にふさわしい“顔”づくり	41	千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）に基づき、これまで継承してきた久保田城および千秋公園としての歴史と、まち中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指します。	一部見直し
	42	緑のネットワークによる回廊空間の形成に向け、秋田駅周辺の幹線道路について、緑化や緑の保全を推進します。	継続
	43	緑化重点地区に指定されている中心市街地では、公共施設用地のみならず、民有地を含め、街並み形成への寄与が大きい、道路に面する敷地や壁面等について、樹木・草花の植栽による緑化を促進するとともに、空地・未利用地等の市民緑地としての活用等を促進します。	新規
	44	秋田市の夏の風物詩として市民に親しまれているハスは、良好な生育に向けた適正な管理を行います。	新規

■基本方針：多様なニーズに対応した都市公園の活用を推進します

		施策の内容	従前計画からの変更
都市公園のにぎわいづくり	45	多世代の交流の場として公園をより活用するため、誰でも安全で安心して利用できるように施設のバリアフリー化や利用用途に応じた整備を行うとともに、地域イベントの開催や花壇による緑化活動、公園愛護協力会による美化活動等を通じた、集い、憩える空間づくりを促進します。	一部見直し
	46	千秋公園や大森山公園等の大規模な公園は、歴史的・文化的・自然的資源など、個々の特性を活かしたパークマネジメントプラン※に基づき、地域のシンボルや観光拠点となる都市公園（地域づくり拠点公園）として整備を進めることで、公園の魅力向上を目指します。	一部見直し
	47	災害時の避難場所等の防災機能に加え、冬期の快適な暮らしの確保に向け、街区公園等の身近な公園を一次堆雪場として活用します。	継続
	48	公園木や街路樹は樹形等の質の向上に配慮した整備管理を行うことにより、優れた景観の創出による新たな観点を踏まえた公園の魅力向上に努めます。	新規
	活用に向けた検討	49	市民や事業者等の意見を踏まえ、公園の活性化に関する取組を推進するため、公園活用協議会の設置について検討します。
50		公園のさらなる魅力向上に向けた整備・運営について、太平山リゾート公園をはじめとする大規模公園では指定管理者制度やPark-PFI制度等の導入や活用により、「民」のノウハウや資金を活用した官民連携の方針を検討します。	新規

※パークマネジメントプラン

千秋公園再整備基本計画（平成30年3月改定）、大森山自然動物公園（仮称）整備構想（平成29年12月改訂）

■基本方針：緑と楽しめる場の創出を進めます

		施策の内容	従前計画からの変更
緑と楽しめる場の創出	51	太平山県立自然公園の山開き登山紅葉ウォーク、スノーシュートレッキング体験等、子供から高齢者までの多様な市民を対象とし、緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催を推進します。	継続
	52	樹林地の市民緑地契約制度等により、民有地における自然学習・体験の場としての活用を促進します。	新規
	53	都市と農村の交流を推進し、農業の大切さ等を育むため、市民農園を含めた農地を、農業体験の場として活用します。	一部見直し
	54	官公庁施設等の公共施設緑地は、緑空間の開放による休憩スペースとしての活用など、憩いの場としての活用を推進します。	新規
	55	街路樹の並木など優れた緑景観を持つ道路等は、サイクリングコースや散策路としての活用を促進するため、モデルルートの設定や回遊ポイントの紹介等を推進します。	新規

3. 緑化重点地区（案）の設定

3. 1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、集中的に緑化事業を行い、緑化推進のモデルとして他地区への波及を目指す地区です。

そのため緑化重点地区は、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせて、市民による民有地の緑化などにより、官民協働で重点的に緑化の推進を図る地域を基本として設定します。

なお、地区の選定に当たっては、これまで指定してきた緑化重点地区の設定条件を継承し、設定します。

【地区の設定条件】

- 県都としてふさわしい“顔”となる地区
- 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 秋田市総合都市計画で位置づけられている「拠点」となる地区
※秋田市総合都市計画に位置づけられる「都心・中心市街地」「地域中心」として、都市機能集積を進めていく地域
- 緑が少ないまとまりのある住宅地
※人口密度 40 人/ha 以上で、身近な公園が少ない地区、または質的低下がみられる公園が集積している地区

3. 2. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定条件を踏まえ、次の4地区を位置づけます。

- ①秋田駅周辺地区 ②土崎駅周辺地区 ③新屋駅周辺地区 ④榑山・牛島地区

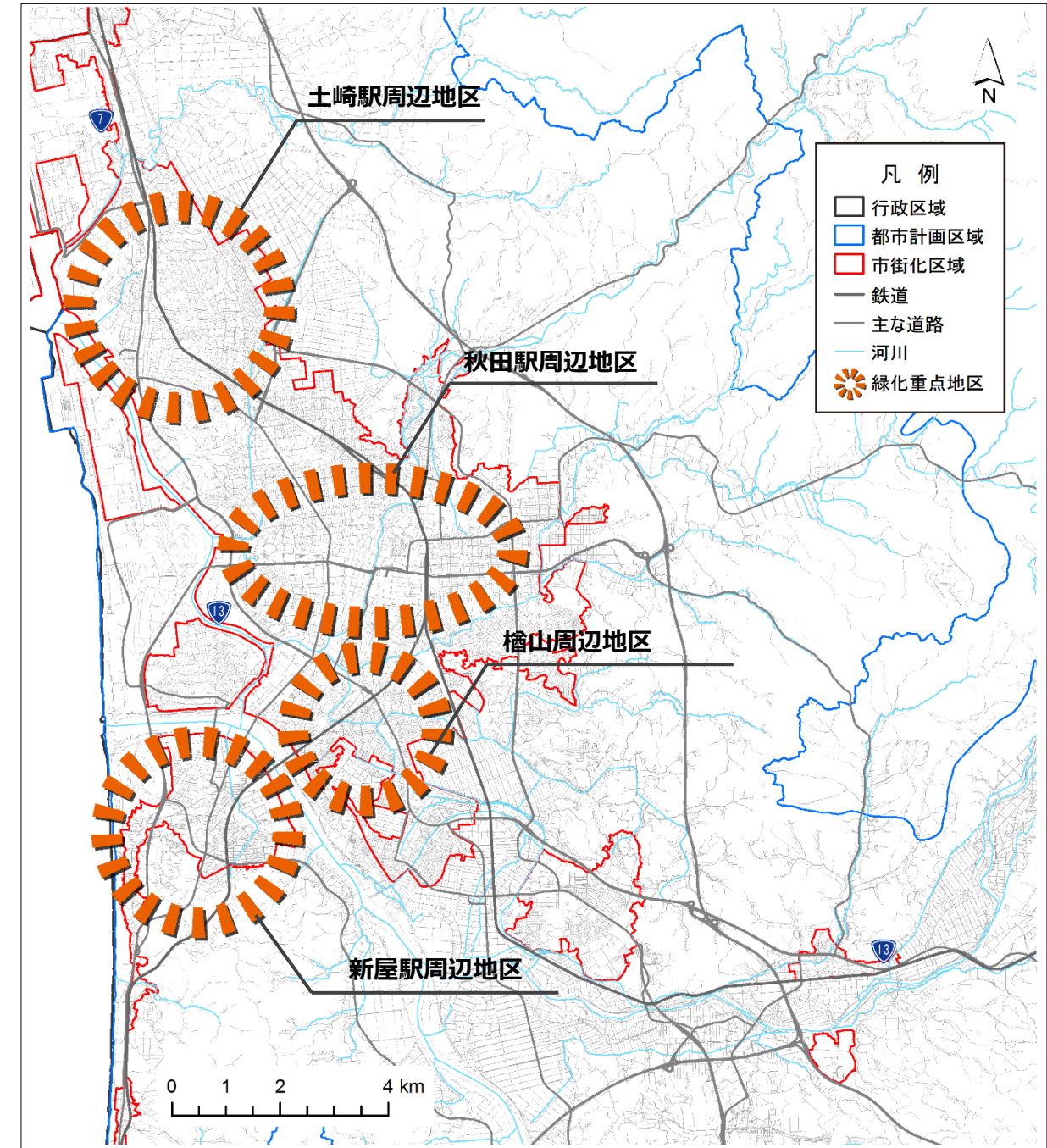


図 1 緑化重点地区の位置

3. 3. 緑化重点地区の範囲

①秋田駅周辺地区

本地区は、秋田市中心市街地や、城跡風致地区を含み、緑の拠点・歴史的象徴でもある千秋公園を中心とした、秋田市の“顔”となる地区であることから、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点の形成を目指します。そのため、これまでに整備されてきた緑を継続して保全するとともに、市民との協働により、街並み形成への寄与が大きい道路に面した敷地や壁面の緑化、未利用地の活用を促進します。

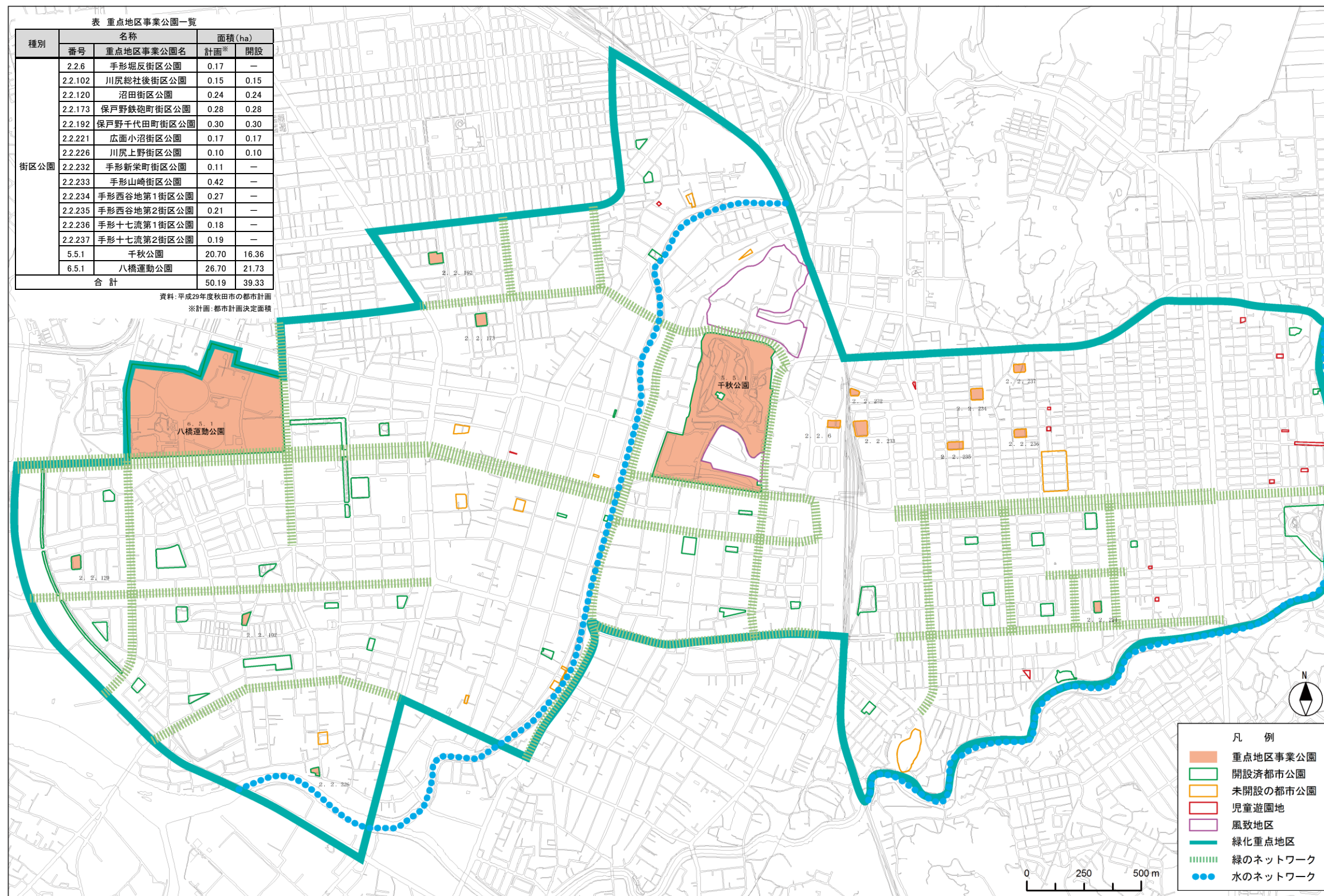


図 2 緑化重点地区（秋田駅周辺地区）の範囲

②土崎周辺地区

本地区は、西側に隣接する秋田港により港町として栄えてきた秋田市北部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、高清水風致地区や焼山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

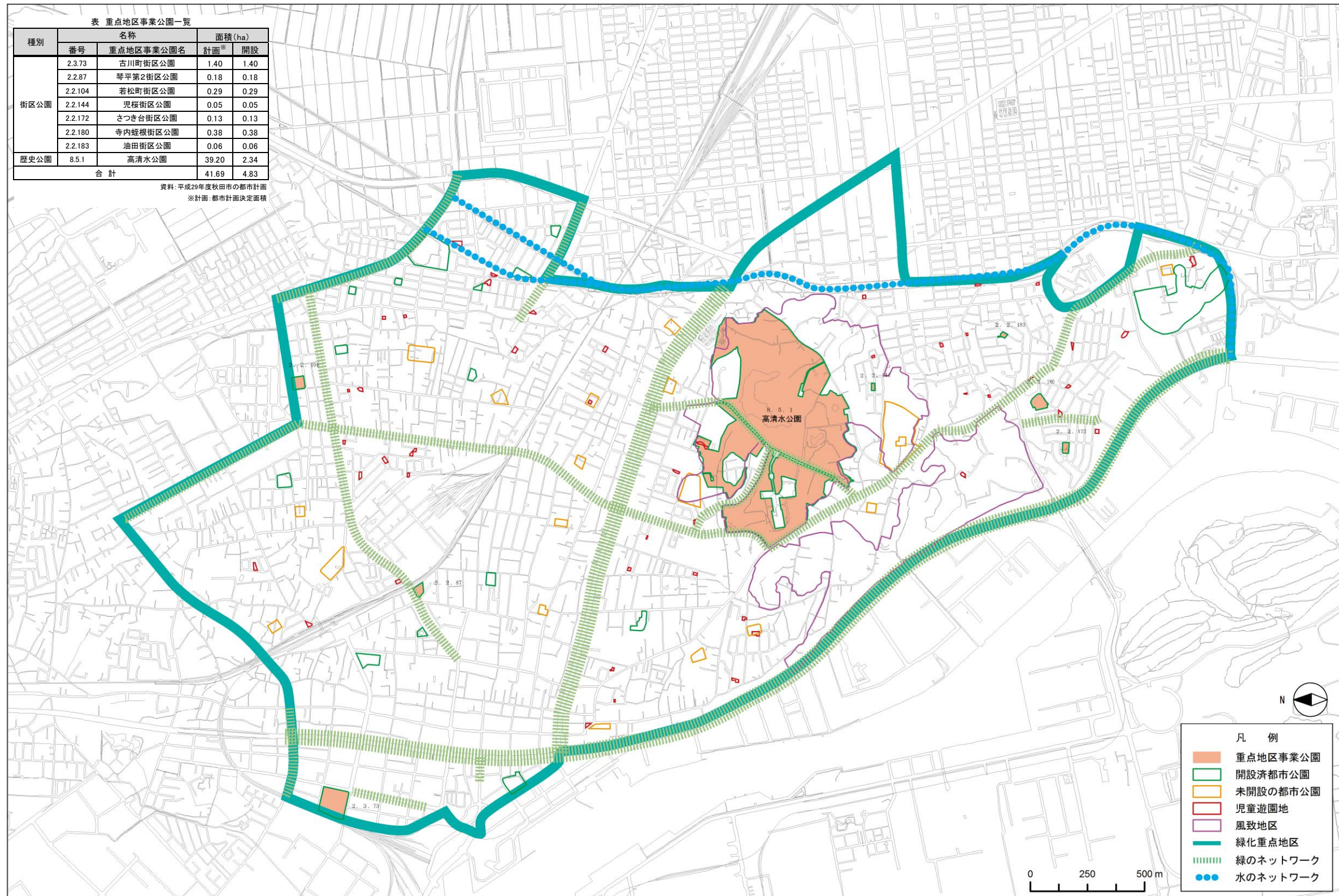


図 3 緑化重点地区（土崎周辺地区）の範囲

③新屋周辺地区

本地区は、行政機能が集積する秋田市西部の中心的なエリアであることから、拠点としての機能維持に寄与すべく、緑の維持・確保を目指します。

そのため、大森山風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、市民との協働により緑の拠点となる広場・空間づくりを促進します。

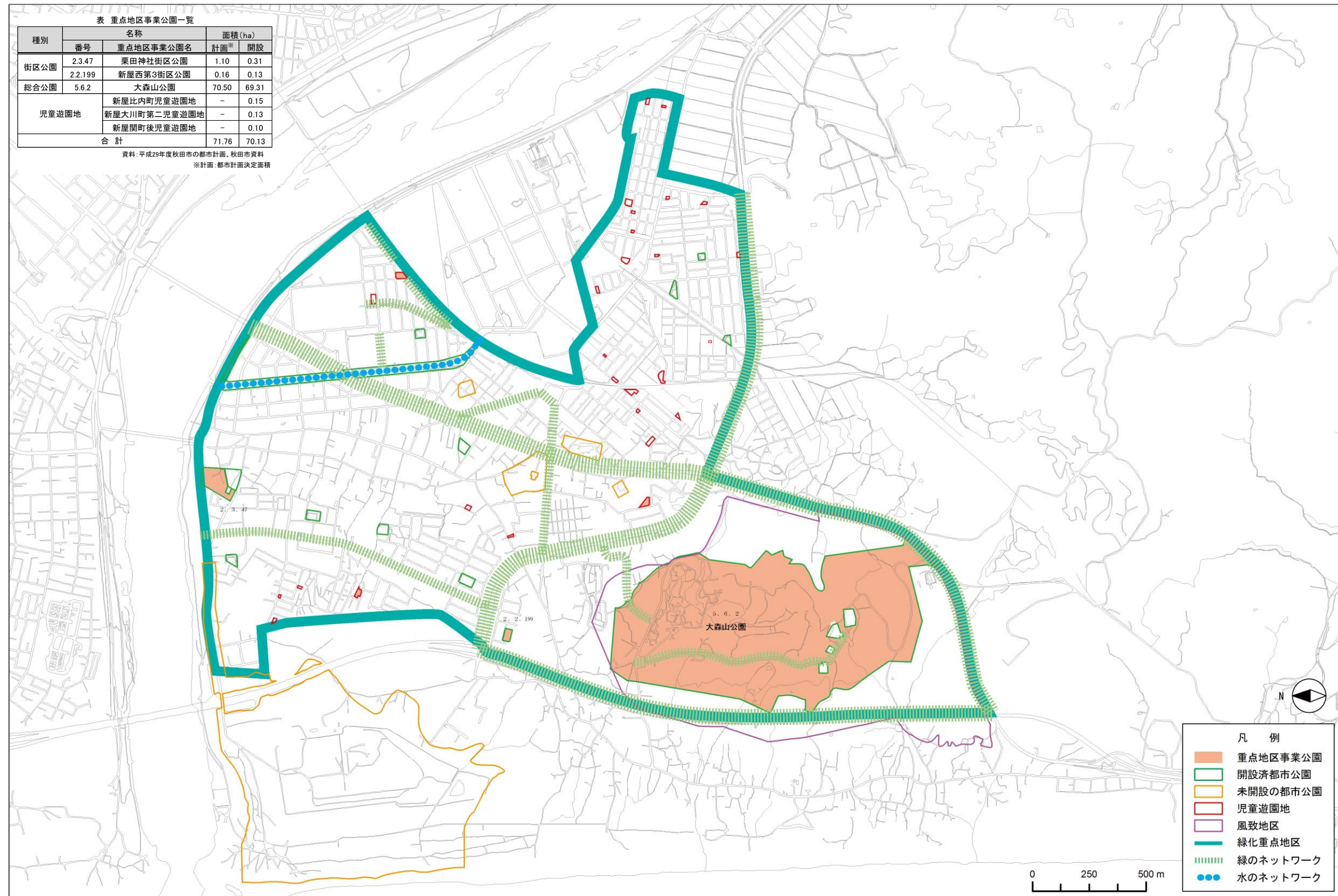


図 4 緑化重点地区（新屋周辺地区）の範囲

④ 檜山周辺地区

本地区は、中心市街地に隣接する主要な住宅地であることから、緑の維持・確保を目指します。

そのため、金照寺風致地区をはじめとする、これまで保全・整備されてきた緑を継続的に保全し、老朽化した公園整備や身近な公園が不足する地域の解消を推進するとともに、住宅地内の緑化推進に向け、市民との協働による身近な緑づくりを促進します。

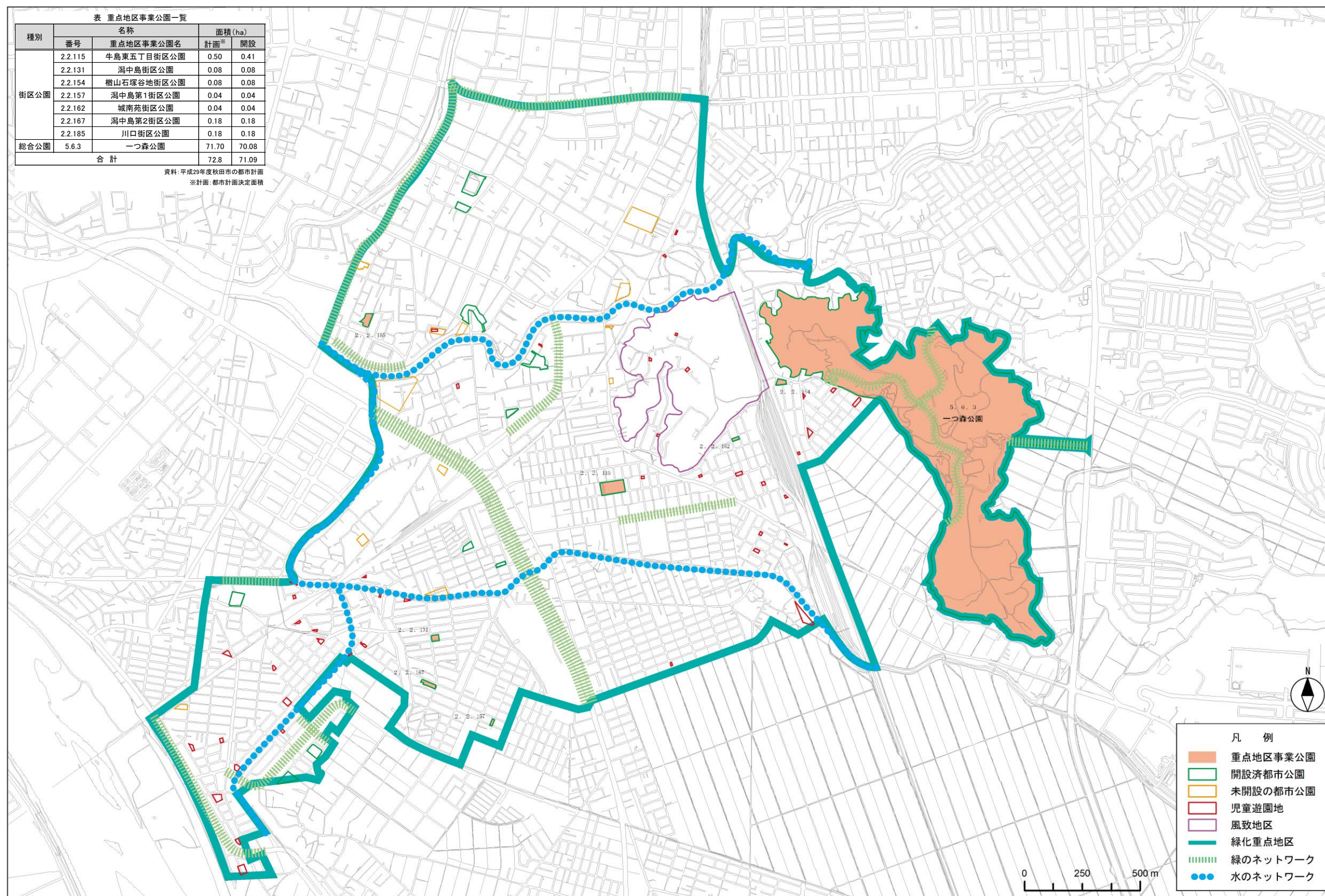


図 5 緑化重点地区（檜山周辺地区）の範囲